

スーパーコンピュータ TSUBAME

紹介映像制作業務 一式

仕様書

東京工業大学 学術国際情報センター

平成 29 年 7 月

1. 件名

スーパーコンピュータ TSUBAME 紹介映像制作業務 一式

2. 趣旨

国立大学法人東京工業大学（以下「本学」という） 学術国際情報センター（以下「本センター」という）は、共同利用・共同研究拠点とし、スーパーコンピュータ TSUBAME シリーズを開発・運用し国内外の研究者から高い評価を受けてきた。本センターではスーパーコンピュータ TSUBAME シリーズの最新バージョンとなる『TSUBAME3.0』を8月より運用を開始した。TSUBAME3.0は、AI・ビッグデータ・クラウド・省エネルギーをテーマとし、高性能な計算能力を最新の技術を用いて構築・運用される。

本業務では、本学および本センターの「認知度の向上」と「共同研究の推進」、および『利用者の拡大』のため、TSUBAME3.0と本センターのスーパーコンピュータに関する取り組みを紹介する映像を制作する。

3. 役務内容

1.1 以下の2点の映像を制作すること。

- (1) 一般見学者向け映像
- (2) 専門見学者向け映像

4. 履行期限および提出物

4.1. 履行期限

- (1) 一般見学者向け映像 パイロット版 平成29年10月11日（水）
- (2) 専門見学者向け映像 パイロット版 平成29年11月10日（金）
- (3) 最終版提出 平成30年1月31日（水）

4.2. 提出物

(1) 各パイロット版提出時に以下のものを提出すること。

(ア) 本映像作品が Full HD のファイル形式で収録された光学メディア 各1枚

(2) 最終版映像提出時に以下のものを提出すること。

(ア) 家庭用 Blu-ray 再生機で再生可能な Blu-ray Disc 10枚

(イ) 映像作品が Full HD のファイル形式で収録された光学メディア 各2枚

(ウ) 本映像制作のために収録・制作された映像・原稿などが電子ファイルの形で収録された光学メディア 各2枚

5. 著作権等の取り扱いについて

- 5.1. 本映像作品および映像作品制作過程で生じた映像の著作権は本学に帰属する。また請負者は著作者人格権を主張しないものとする。
- 5.2. 本映像の制作のため第三者の著作物を利用する場合、それらの者の権利処理を行い、本学が目的とする利用方法に支障にならないようにするものとし、それらの者からの異議申し立てがあった場合は、請負者の責任と費用によりこれを処理する。
- 5.3. 本映像の利用のために、別途費用が発生しないようにすること。

6. 応募条件

- 6.1. 学術監修者との共同制作経験を有すること。
- 6.2. 取材映像撮影のため、日本語・英語による基本的なコミュニケーションが行えること。

7. 詳細仕様

- 7.1. 以下の2点の映像を制作すること。また、事前の確認と公開のため、それぞれパイロット版を製作すること。ただし、パイロット版については、基本言語のみの対応でもよい。
 - (1) 一般見学者向け映像
 - スーパーコンピュータや大学の理工学の教養を有さない見学者を対象とすること。
 - 映像時間は10分程度とすること。
 - 実映像とアニメーションを中心として構成し、ナレーションとテロップ等を用いた説明を加えること。
 - 映像中のナレーション、説明文の基本言語は日本語とし、英語吹替および、英語字幕に対応すること。
 - (2) 専門見学者向け映像
 - スーパーコンピュータの知識を有する者、もしくは理工学系の研究者を対象とすること。
 - 映像時間は20分程度とすること。
 - 実映像とアニメーションだけでなく、関係者の取材も含めた映像とすること。また、ナレーションとテロップを用いた説明を加えること。
 - 映像中のナレーション、説明文の基本言語は英語とし、日本語字幕に対応すること。

7.2. 利用目的

大学オープンキャンパスなどの大学イベントで用いるほか、本センターへの来客者に公開する。また、専門見学者向け映像については国際会議などでの本センターの紹介映像として公開することを想定すること。また、両映像については、ウェブページ等を用い、広く制限を設けず公開する。

7.3. 事前内容確認

アニメーション、ナレーション、テロップ等の内容については、事前に本学担当者と打ち合わせを行い、内容の正確性を確認すること。

8. その他

8.1. 本仕様に記載のないものについては、本センター担当者と協議の上決定すること。

8.2. 請負者は納入後1年以内に請負者の責により瑕疵が発見された場合、無償修正に応じることとする。また請負者は、本映像作品に用いた映像ないし成果物は第三者の著作権その他の権利を侵害しないものとし、万一、請負者の責任に属する事由により第三者と本学もしくは本センターとの間に紛争が生じ、またはその恐れがある場合には、請負者の責任と負担においてその対応にあたるものとする。